

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この告示は、西条市広告掲載事業実施要綱(平成18年西条市訓令第15号。以下「要綱」という。)に基づき、西条市わくわく子育て応援サイト(以下「応援サイト」という。)に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の定義)

第2条 この告示において「広告」とは、文字又は画像で表示された情報であって、応援サイトから第11条に規定する広告主が指定するホームページまで最終的にリンクする機能を有するものをいう。

(広告の内容等)

第3条 応援サイトに広告を掲載できる者、掲載できる広告及びそのリンク先のホームページの内容については、要綱第3条及び市長が別に定める西条市広告掲載事業実施基準(以下「実施基準」という。)に規定する者又は広告の内容等に係るもののほか、個人の氏名(事業を営む個人の当該事業に係る氏名を除く。)は掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

2 広告掲載の位置及び枠数は市長が別に定める。

(1) 大きさ 縦100ピクセル・横320ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメ可)、JPEG

(3) 容量 8キロバイト以下

(広告料)

第5条 広告料は、広告の募集の都度、市長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最長1年間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始日及び掲載終了日は、市長が定める。

(申込者の募集方法)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)の募集方法は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 広告代理店を通じて申込者を募集する方法

(2) 公募により、申込者を直接募集する方法

2 前項の規定により募集を行う場合は、必要事項(広告代理店を通じて申込者を募集する場合にあっては、当該必要事項に加え広告代理店の連絡先等)を西条市ホー

ムページに掲載するものとする。

(広告代理店の選定)

第8条 前条第1項第1号の広告代理店は、競争入札等により選定する。

2 前項の競争入札等に関し、必要となる事項は、市長が別に定める。

(広告の掲載の申込み等)

第9条 申込者は、西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載申込書(様式第1号)に所定の事項を記入し、広告の原稿案を添えて、市長に申込みを行うものとする。

2 広告代理店を通じて申込者を募集しているものについては、前項の規定にかかわらず、広告代理店が申込者に代わって市長に申込みを行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による掲載の申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者又は広告代理店に対し、資料の提出を求めることができる。

4 申込期日は、掲載を開始する月の前月1日までとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(広告の掲載の決定)

第10条 市長は、前条の規定による広告の掲載の申込みがあった場合は、内容を審査し、申込順に当該広告の掲載の可否を決定するものとする。ただし、広告代理店を通じて申込者を募集する場合は、この限りでない。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載可否通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(広告料の納付)

第11条 前条の規定により広告の掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告料を一括して納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告代理店を通じて申込者を募集している場合は、広告代理店が市との契約により定められた額及び方法で支払うものとする。

(広告の作成及び提出)

第12条 掲載する広告は、広告主が第3条及び第4条の規定に従い作成するものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て広告主が負担する。

3 広告主は、市長が指定する期日までに、市長へ作成した広告の原稿(画像データ)を提出しなければならない。

(広告の審査等)

第13条 市長は、前条第3項の規定により提出された広告、リンク先の内容等が第3条及び第4条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

2 市長は前項の審査に当たり、必要な書類の提出を求めることができる。

3 広告主は、前項の書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
(広告の内容等の修正)

第14条 市長は、広告及びリンク先の内容等が要綱、実施基準又はこの告示に違反していると判断したときは、広告主に対して広告及びリンク先の内容等の修正を求めることができる。

(広告の内容等の変更)

第15条 広告主は、市長がやむを得ない事由があると認める場合に限り、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 前項の場合において、変更は月単位とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 広告主は、第1項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の10日までに、西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載変更申込書(様式第3号)により市長に申込みを行うものとする。

4 第12条、第13条及び前条の規定は、前項に規定する変更の申込みについて準用する。

(広告の掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、広告主への催告その他の手続を要することなく、直ちに広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

(1) 市長が指定する期日までに、広告料の納付がない場合

(2) 市長が指定する期日までに、広告の原稿(画像データ)の提出がない場合

(3) 市長が指定する期日までに、第14条に規定する広告の内容等の修正に応じない場合

(4) 広告のリンク先の無断変更若しくはリンク切れ又は広告の内容が第3条の規定に抵触すると市長が認める場合

(5) その他広告の掲載を継続することが適切でないと市長が認める場合

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わないものとし、既納の広告料は返還しない。

(広告の掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載取下申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

3 前項の申出は、広告代理店が申込者の募集を行っている場合は、広告代理店を通じて行うものとする。

4 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しない。
(広告料の返還)

第18条 市長は、広告の掲載の決定後から掲載開始前までにおいて、広告主及び広告代理店のいずれの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告料を全額返還する。

2 広告の掲載期間中に広告主及び広告代理店のいずれの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなった場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じ、広告料を返還する。

3 月の途中で掲載することができなくなった場合における前項の規定による当該月分に相当する広告料の返還については、当該月の日数による日割りとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により、市長が応援サイトの運用を一時停止した場合は、その広告料を返還しない。ただし、一時停止の期間が1月につき2日を超える場合は、前2項の規定に準じて広告料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

5 前各項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、市長は、広告主と協議すること無く、掲載期間の延長により、広告料の返還に代えることができるものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、応援サイトに掲載された広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、第9条第1項の申込書に記載のリンク先の内容等を変更した場合又は当該ページ内のリンク先が、要綱、実施基準又はこの告示に合致しない状態となった場合には、直ちに市長に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

4 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに市長に報告するものとし、市長はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。この場合において、既に納付されている広告料の返還及び損害賠償の一切の責めを負わないものとする。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（宛先）西条市長 殿

（申込者）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載申込書

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載要領第9条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たり、西条市広告掲載事業実施要綱及び西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載要領を遵守するとともに、掲載審査（市税納付状況など）に当たって必要な調査を行うことに同意します。

記

1 掲載希望期間	年 月 ~ 年 月 <small>※掲載期間は月単位とし、募集する期間の範囲内で記入してください。</small>	
2 リンク先のホームページの内容・アドレス	<内容> <アドレス>	
3 広告（バナー画像）の内容	別添広告原稿案のとおり	
担当者	住所又は所在地	
	所属部署・役職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	

（申込者） 様

西条市長

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申込みのありました西条市わくわく子育て応援サイトへの広告の掲載について、西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載要領第10条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
	否掲載の理由
2 媒 体 名 称	西条市わくわく子育て応援サイト「ハピ♡すく」
3 リ ン ク 先	社 名： URL：
4 掲 載 期 間	年 月 から 年 月 まで
5 広 告 料 ※広告代理店経由の場合には、記載しません。	金 円（消費税及び地方消費税を含む） ※納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。
6 広告原稿提出期限	年 月 日

（所管課）

課 名

連絡先

年 月 日

（宛先）西条市長 殿

（広告主）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載変更申込書

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載要領第15条の規定に基づき、広告の内容の変更について、下記のとおり申し込みます。

記

1 変更希望時期	年 月から
2 変更の内容	<input type="checkbox"/> 広告（バナー画像）の内容の変更 別添広告原稿案のとおり <input type="checkbox"/> リンク先の変更 変更後のURL http:// <input type="checkbox"/> その他
3 変更の理由	
担当者	住所又は所在地
	所属部署・役職
	氏 名
	電 話 番 号
	F A X 番 号
	メールアドレス

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

（宛先）西条市長 殿

（広告主）住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

西条市わくわく子育て応援サイト広告掲載取下申出書

年 月 日付け 第 号で、西条市わくわく子育て応援サイトへの掲載決定の通知を受けた広告の掲載につきましては、下記の理由により取り下げたく申し出ます。

記

1 取下げの理由		
担当者	住所又は所在地	
	所属部署・役職	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メールアドレス	